

プロジェクト	実務対応
項目	仮想通貨に係る会計上の取扱い 第 115 回実務対応専門委員会及び第 379 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 115 回実務対応専門委員会（2018 年 2 月 21 日開催）（以下「第 115 回専門委員会」という。）及び第 379 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 22 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

範 囲

第 115 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 自己の発行した仮想通貨に加えて、自己の関係会社が発行した仮想通貨を当実務対応報告の範囲から除外しているが、関係会社としてはどのような範囲を想定しているのか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-3）の第 4 項(9)に関係会社の定義の記載を追加している。

3. 文案（審議事項(2)-3）の第 26 項において、本実務対応報告の範囲から自己の発行した資金決済法に規定する仮想通貨を除外した結論の背景の記載について、本実務対応報告は当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めることとしているという点を記載すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-3）の第 26 項を修正している。

4. いわゆるマイニングにより取得した仮想通貨が本実務対応報告の範囲に含まれるのか否かを明らかにすべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-3）の第 26 項を修正している。

5. 寄せられたコメントにおいて、いわゆる ICO に関する会計処理について中長期的な課題として明確化を望む意見も含まれているため、今後の対応方針等を「公表にあたって」に記載すべきではないか。

文案（審議事項(2)-3）の第 22 項に、「本実務対応報告において定めのない事項につ

いては、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられる。」旨を記載している。したがって、自己の発行した仮想通貨の会計処理については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられる。

6. 本実務対応報告の範囲から自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨を除いた場合、仮想通貨交換業者の監査実務において影響は生じないか。

自己の発行した仮想通貨の会計処理については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられる。

7. 文案（審議事項(2)-3）の第26項において、取引の個別性が強く実態の把握ができていないことが直接の理由と考えられるため、取引の実態が把握できていないことが直接の理由となるよう、記載を修正すべきではないか。

取引の実態を網羅的に把握できないことだけでなく、そこから生じる会計上の論点が網羅的に把握されていないことも直接的な理由と考えられることから、現在の記載を変更しないこととした。

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

第115回実務対応専門委員会で聞かれた意見

（活発な市場が存在しない仮想通貨の評価基準）

8. 文案（審議事項(2)-3）の第43項において、独立第三者の当事者との相対取引に関する例示だけでなく、公開草案に記載のあった資金の回収が確実に見込まれる価額などのように、処分見込価額の見積りについての考え方をより明確に記載すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-3）の第43項を修正している。

（活発な市場の判断規準）

9. 文案（審議事項(2)-3）の第47項において、「合理的に入手できる範囲内」は「価格情報」を修飾するのであれば、記載場所を「価格情報」の前に移すべきである。
10. 活発な市場の判断規準の例示について、「市場は活発ではないと判断される可能性がある」という表現ではそのように判断しない場合があると解釈される懸念がある

ため、「通常、市場は活発な市場ではないと判断されるものと考えられる」といった表現に修正すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-3）の第47項を修正している。

（仮想通貨の売却損益の認識時点）

11. 破綻や取引停止のような事例が生じた場合には、必ずしも「合意が成立した時点」に売買損益は確定しているとは言い切れない懸念があるため、「売買取引が成立した時点」とすることはどうか。

文案（審議事項(2)-3）の第53項に記載したとおり、仮想通貨の売買取引については、売買の合意が行われた後において、取引情報がネットワーク上の有高として記録されるプロセス等は仮想通貨の種類や仮想通貨交換業者により様々であるものの、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定していると考えられる。

そのため、売却損益の認識時点として「売買の合意が成立した時点」とする判断基準を示すことにより、確定した売却損益を財務諸表に反映させることができ、かつ、仮想通貨の売却損益の認識時点に関する判断の実務上の多様性も抑えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用することとしており、現在の文案の内容を変更しないこととした。

開 示

第115回実務対応専門委員会で聞かれた意見

12. 仮想通貨の表示科目を定めていないため、リスク資産である仮想通貨が貸借対照表のどの科目に計上されているのかを注記で明らかにすることは一定の有用性があるのではないかと考えられる。

現在の文案（審議事項(2)-3）によれば、期末に保有する仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額は注記情報により開示されるため、当該注記情報により仮想通貨についてのリスクの評価は可能であると考えられる。

なお、本実務対応報告においては、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めることとしており、本実務対応報告に定めのない注記事項については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。

コメントに対する対応案の記載

第 115 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

13. コメント 3)への対応案の記載について、決済手段として利用する仮想通貨について、利益を得ることを目的として保有する仮想通貨と同様に会計処理することが適切であるとした旨、理由を結論の背景に記載すべきであるとの意見に対し、対応案が直接対応する形になっていないため、記載の方法を見直すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、コメントに対する対応案（審議事項(2)-4）のコメント 3)への対応案の記載を修正している。

14. コメント 13)について、金融商品に関する注記と同様、仮想通貨に対する企業の取組方針、リスク管理体制等の注記を求めるべきであるとの意見に対し、本実務対応報告は当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている点を記載してはどうか。

上記の意見を踏まえて、コメントに対する対応案（審議事項(2)-4）のコメント 13)への対応案の記載を修正している。

第 379 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

15. コメント 2)について、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握及び検討されていないことが理由として重要であり、当該コメントに関しては、コメント対応案に本実務対応報告は当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計処理を定めている点は追記する必要はないと考えられる。

上記の意見を踏まえて、コメントに対する対応案（審議事項(2)-4）のコメント 2)への追記は行っていない。

16. コメント 5)について、活発な市場が存在しない仮想通貨が取得後直ちにゼロ又は備忘価額で評価されることが必ずしも適切ではないとの意見に対して、処分見込価額の例示を修正することのみで対応が十分であるか懸念がある。

上記の意見を踏まえて、コメントに対する対応案（審議事項(2)-4）のコメント 5)への対応案の記載を修正している。

その他

第115回実務対応専門委員会で聞かれた意見

17. 本実務対応報告においては、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めていることから、本実務対応報告を公表した後に、速やかに議論を再開するべきである。

本実務対応報告に定めのない事項については、今後、市場関係者からの要望の状況を踏まえ、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。

以 上